

証券コード 4485
2024年12月17日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目2番3号
株式会社 J T O W E R
代表取締役社長 田 中 敦 史

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年1月9日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）2,338,750株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款の一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

第3号議案 新株予約権無償取得日設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年1月8日を当社の新株予約権の無償取得日に設定することといたしました。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年1月9日をもって、当社株式2,338,750株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、ディービーピラミッドホールディングスエルエルシー（以下「公開買付者」といいます。）に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年1月8日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式に対して実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である3,600円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の処分代金は、2025年4月中旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2025年1月6日（予定）	当社株式の売買最終日
2025年1月7日（予定）	当社株式の上場廃止日
2025年1月9日（予定）	本株式併合の効力発生日
2025年4月中旬（予定）	端数株式相当分の処分代金の交付開始

以 上